

令和3年 5月18日
四国地方整備局
那賀川河川事務所

那賀川の協力パートナーが指定されました ～「河川協力団体」指定証の伝達を行います～

平成25年6月「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が改正、交付され、この中で河川協力団体が創設されました。

河川協力団体指定制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

那賀川河川事務所管内で公募を行いましたところ、「那賀川工業用水利水者協議会」より申請があり、審査の結果、指定されることになりました。

以下のとおり、指定証の伝達を行いますのでお知らせします。

日時：令和3年5月21日（金） 午前10時より

場所：国土交通省 那賀川河川事務所（別館3階 会議室）

四国における河川協力団体の支援制度については四国地方整備局ホームページの【河川部→お役立ち情報→河川協力団体制度】でもご覧いただけます。

<http://www.skr.milt.go.jp/kasen/kasenkyouryoku>

問い合わせ先：国土交通省 那賀川河川事務所

はらだ たかし

副 所 長：原田 隆史（内線：204）

あいだ はるみ

◎管理課長：相田 晴美（内線：331）

TEL：0884-22-6592（管理課直通）

◎：主な問い合わせ先

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

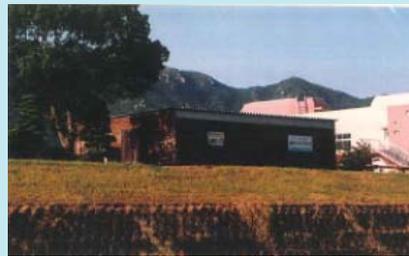
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

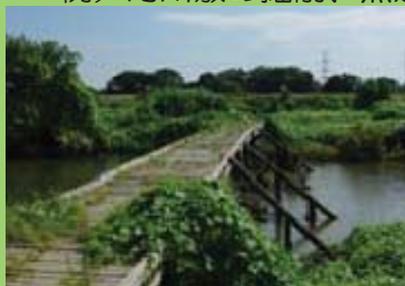
例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



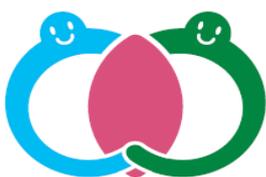
魚道の改良

■ 四国地方整備局 河川協力団体

R3.3.17現在

指定番号	指定年月日	団体名	住所、事務所の所在地	水系名	河川名
国（四国地方整備局）第1号	平成26年4月24日	AMEMBO	徳島県美馬市美馬町字銀杏木76番地2	吉野川	吉野川
国（四国地方整備局）第2号	平成26年4月24日	阿波バラス 株式会社	徳島県吉野川市鴨島町鴨島151番地の1	吉野川	吉野川
国（四国地方整備局）第3号	平成26年4月24日	社会福祉法人 悠林舎シーズ	徳島県阿南市上中町南島15-1	那賀川	那賀川
国（四国地方整備局）第4号	平成26年4月24日	株式会社 協和土建	香川県丸亀市川西町北408番地1	土器川	土器川
国（四国地方整備局）第5号	平成26年4月24日	株式会社 清田建設	香川県仲多度郡まんのう町真野308-3	土器川	土器川
国（四国地方整備局）第6号	平成26年4月24日	株式会社 岩崎建設	香川県丸亀市土器町西1丁目681番地	土器川	土器川
国（四国地方整備局）第7号	平成26年4月24日	横田建設 株式会社	香川県丸亀市城東町1丁目4番1号	土器川	土器川
国（四国地方整備局）第8号	平成26年4月24日	重信川の自然をはぐむ会	愛媛県松山市文京町3番	重信川	重信川 石手川
国（四国地方整備局）第9号	平成26年4月24日	株式会社 西日本科学技術研究所	高知県高知市若松町9番30号	仁淀川	仁淀川
国（四国地方整備局）第10号	平成27年4月10日	横見町をきれいにする会	徳島県阿南市富岡町中川原10-8	那賀川	桑野川
国（四国地方整備局）第11号	平成27年4月10日	四万十川自然再生協議会	高知県四万十市中村東町3丁目3番25号	渡川	四万十川 後川 中筋川
国（四国地方整備局）第12号	平成27年4月10日	マイツルテンナンショウの会	高知県四万十市有岡2520番地の6	渡川	四万十川
国（四国地方整備局）第13号	平成28年3月18日	NPO法人 江川エコフレンド	徳島県吉野川市鴨島町鴨島685番地の2	吉野川	吉野川
国（四国地方整備局）第14号	平成28年3月18日	特定非営利活動法人 川塾	徳島県徳島市国府町佐野塚字出口5-7	吉野川	吉野川
国（四国地方整備局）第15号	令和3年3月17日 取消				
国（四国地方整備局）第16号	平成28年3月18日	吉野川流域交流塾	徳島県三好郡東みよし町昼間3506-2	吉野川	吉野川
国（四国地方整備局）第17号	平成31年2月19日	特定非営利活動法人 新町川を守る会	徳島県徳島市寺島本町東1丁目17	吉野川	吉野川
国（四国地方整備局）第18号	平成31年2月19日	吉野川善入寺土地改良区	徳島県阿波市市場町市場上野段737-1	吉野川	吉野川
国（四国地方整備局）第19号	令和3年3月17日	那賀川工業用水利水者協議会	住所：徳島県徳島市南矢三町3丁目10-18 事務所の所在地：徳島県阿南市豊益町吉田1番地	那賀川	那賀川
国（四国地方整備局）第20号	令和3年3月17日	株式会社 重成土建	香川県丸亀市郡家町1306	土器川	土器川

私たちは川川の守り人
河川協力団体



国土交通省

■河川協力団体のこれまでの活動 in 那賀川・桑野川

[社会福祉法人 悠林社シーズ]

平成 26 年 4 月 24 日、河川協力団体に指定

- ・ スポーツゴミ拾い(グループ分けしてゴミの量を競う)
- ・ 防災教室

等

[横見町をきれいにする会]

平成 27 年 4 月 10 日、河川協力団体に指定

- ・ 河川清掃活動
- ・ 桑野川堤防に阿南市シンボル「あななん」の壁画作成
- ・ 壁画維持管理
- ・ 花壇植栽及び除草

等